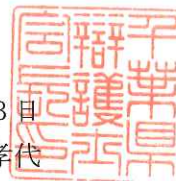


貸金業規制緩和に反対する会長声明

2014（平成26）年7月23日

千葉県弁護士会 会長 蒲田孝代



報道によると、自民党は貸金業者に対する金利規制・総量規制の緩和を検討しているとのことである。即ち、政府から認可を受けた貸金業者に限り、現行の年率20%の上限金利を29.2%に引き上げ、収入の3分の1に制限している総量規制を撤廃する方向での法改正を目指すというのである。

現行貸金業法は、破産・自殺の急増など深刻な社会問題となっていた多重債務問題を解決すべく平成18年12月に自民党政権下で与野党全会一致で成立した画期的な法律である。高金利の引き下げ、総量規制の完全施行と官民を挙げた多重債務問題改善プログラムに基づく相談窓口の拡充等の取り組みにより、その後多重債務問題は大幅に減少し、着実に成果を上げてきたところである。

今回の金利規制・総量規制の緩和を目指す動きは、これまでの多重債務問題への取り組みの成果を水泡に帰せしめるものであり、絶対に許されてはならない。

報道では、中小零細企業の資金需要に応えるため規制緩和が必要だとされている。しかし、現行貸金業法下においても事業者向け融資には総量規制の例外が認められているし、かかる事業者や個人に必要なのは、高利融資ではなく事業破綻・生活破綻を招かない安心・安全なセーフティネット貸付である。また、報道では、規制が緩和されるのは政府から資本金額や貸金業務取扱主任者数、カウンセリング体制といった観点から「健全経営」であると認可された貸金業者に限ることになっているようである。しかし、平成18年改正以前の貸金業法下においても業界には自主規制基準があったにもかかわらず、これまでの多重債務問題が「健全経営」と思われる大手を含む貸金業者によって引き起こされてきたことは顕著な事実であり、「健全経営」を理由に規制を緩和するのは本末転倒である。

当会は、悲惨な多重債務問題を再び招きかねない金利規制・総量規制の緩和に対し、断固として反対する。